

# 2026年:核兵器不拡散条約(NPT)と核兵器禁止条約(TPNW)の展望

2026.1.13

川崎哲<sup>1</sup>

## I 核兵器をめぐる国際情勢

1. 核兵器を保有する「大国」が、責任を果たさず、国際法を無視した武力行使を繰り返している
  - 1.1. ロシアによるウクライナ侵略(2022.2~)
  - 1.2. イスラエルによるガザ攻撃(2023.10~)
  - 1.3. インド・パキスタンの軍事衝突(2025.5)
  - 1.4. イスラエル・米国によるイラン核施設攻撃(2025.6)
  - 1.5. 米国による「核実験再開」論(2025.10)
  - 1.6. 米国によるベネズエラ攻撃・政権転換(2026.1~)
  - 1.7. これらの東アジアへの含意は?
2. 核戦争のリスクは、かつてないほどに高まっている
  - 2.1. 終末時計は「89秒前」。今年の発表(1月27日)は?
  - 2.2. 極度に不安定・不確実な国際社会
3. 「力による支配」が「法の支配」を凌駕し、国際法秩序そのものが混乱の極みにある
  - 3.1. 米国の66国際機関からの脱退(2026.1)
  - 3.2. 国際条約を通じた核軍縮・不拡散を再建できるか
4. 世界全体が軍事化の傾向、核軍拡や核拡散の動き。歯止めをかけられるか
  - 4.1. 欧州「核の傘」「核共有」論
  - 4.2. 韓国における核武装論
  - 4.3. 日本における非核三原則見直し論



いま改めて、

- ①ヒロシマ・ナガサキを想起し、核兵器は「絶対悪」の非人道的兵器であるとの原点を再確認しつつ、
- ②国際法を通じた軍縮・軍備管理を再建・強化しなければ世界は破滅に向かうとの危機感をもって、核軍縮外交に臨まなければならない。

2026年の核兵器不拡散条約(NPT)・核兵器禁止条約(TPNW)両再検討会議では、それらの原則の確認と具体的な前進が求められている。

## II 核兵器不拡散条約(NPT)

核不拡散条約、核拡散防止条約ともいう。

米ロ英仏中5カ国が「核兵器国」、それ以外が「非核兵器国」。

※「P5」「N5」という呼び方について

191締約国(ただし北朝鮮の地位は不明確)

1968 署名開放

1970 発効

1995 無期限延長 「究極的核廃絶への努力」安全の保証、中東決議

2000 (第6回)再検討会議 「核廃絶達成への明確な約束」、13項目の軍縮措置

2005 (第7回)再検討会議 合意ゼロ

2010 (第8回)再検討会議 64項目の行動計画

2015 (第9回)再検討会議 合意ゼロ

2022 第10回再検討会議 合意ゼロ

2026.4.27-5.22 第11回再検討会議(←準備委員会2023, 24, 25)

主たる対立の構造 核兵器国vs非核兵器国／核兵器国間の対立／中東問題

※「再検討会議」「運用検討会議」という表現(Review Conference)について

2026NPT再検討会議

主たる国々の動き

米国、ロシア、中国、イラン、エジプト、オーストリア、南アフリカ、ベトナム(議長)

<sup>1</sup> かわさき・あきら。ピースボート共同代表、核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)国際運営委員・会長、一般社団法人核兵器をなくす日本キャンペーン専務理事。[kawasaki@peaceboat.gr.jp](mailto:kawasaki@peaceboat.gr.jp)

## 日本政府のこれまでの参加

2015年再検討会議 岸田文雄外相  
2018年(準備委員会) 河野太郎外相  
2022年再検討会議 岸田文雄首相  
2025年(準備委員会) 岩屋毅外相

## 日本のNGOによる注目・要請ポイント

1. 核兵器の非人道性を再確認する(「核使用の壊滅的な人道上の結果」再確認、核のタブー強化)
2. 核廃絶の約束を再確認し、核軍縮の義務を果たす(新START、中国を巻き込んだN5での軍縮)
3. 核実験に反対する
4. 核武装に反対し、核不拡散を強化する
5. 核兵器禁止条約を含めた多国間の核軍縮・不拡散体制を強化する

## 中国との予想される議論

- 透明性をめぐる議論
- 米口に中国も加えた核軍縮?
- 「日本核武装論」への批判
- 「広島・長崎」と歴史問題

直前に「核被害者援助」国際会議(国連総会決議に基づく)の予定(カザフスタン、キリバス)

## Ⅲ核兵器禁止条約(TPNW)

(2013-14 核兵器の非人道性に関する国際会議)

2016 国連作業グループ→国連総会決議

2017.7 国連で採択(122カ国賛成)

2021.1.22 発効(←50カ国批准要件を2020.10に達成)

2022.6 第1回締約国会議(ウィーン。議長:オーストリア) ウィーン行動計画を採択

2023.11-12 第2回締約国会議(ニューヨーク。議長:メキシコ)

2025.3 第3回締約国会議(ニューヨーク。議長:カザフスタン)

2026.1.22 発効5周年<sup>2</sup>

2026.11-12 第1回再検討会議(ニューヨーク。議長:南アフリカ)

条約発効5年後に「この条約の運用およびこの条約の目的の達成についての進展を検討するため」に招集される会議(条約8条4項)

現在、74締約国。署名国も合わせると99カ国(国際社会の過半数)

(2027.7で成立10年)

## 核兵器禁止条約 ウィーン行動計画(2022年6月)

- 条約の普遍化(条約12条)

行動1~14 署名・批准の促進。各国における窓口任命。核依存国との対話。赤十字国際委員会(ICRC)やICANとの協力など

- 核兵器の廃絶に向けて(条約4条)

行動15~18 核廃棄の検証にあたる国際機関に関する議論。核廃棄の要件の精緻化(科学的諮問グループ(SAG)の協力で)。核廃棄検証の前進。

- 被害者援助と環境修復、そのための国際協力(条約6・7条)

行動19~32 市民社会、被害者、先住民族との関与、協力、協議、情報提供。核使用・実験国との情報交換。アクセス可能性、包摂性、非差別性、透明性の原則。年齢やジェンダーに配慮。任意の報告。国際信託基金の可能性追求。被害のニーズ評価と国別計画策定。可能な国は援助表明。

- 科学的・技術的な助言体制

行動33~34 科学的諮問グループ(SAG)の設置とその活動

- 核軍縮・不拡散のパートナーシップ

行動35~38 既存の諸条約との相互補完性をNPT再検討会議などで強調。国際原子力機関(IAEA)や包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)と協力。

<sup>2</sup> 関連行事の情報は、<https://nuclearabolitionjpn.com/>

- その他

行動39～42 包摂性(ジェンダー、ICANなどNGO、核被害者と先住民族など)

行動43～45 会期間作業(調整委員会、作業グループ、他の条約との協力)

行動46 申告(条約2条)による透明性と情報交換

行動47～50 条約のジェンダー規定の実施(各国での実施、被害者援助における実施、指針策定等)

### 第3回核兵器禁止条約締約国会議<sup>3</sup>

政治宣言「世界的不安定の増大のなかで核兵器のない世界への誓約を強化する」

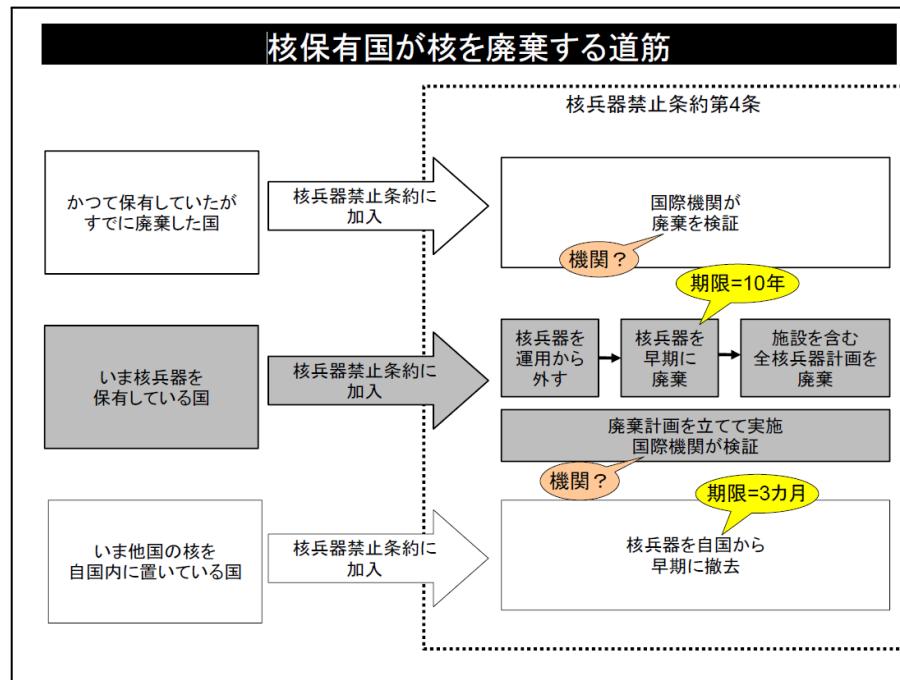
「核抑止は、すべての者の生存を脅かす核のリスクの存在を前提とした政策である」(24節)

「核兵器は、すべての国の安全保障、そして究極的にはその存立に対する脅威である。その国が核兵器を保有するか、核抑止政策をとるか、それに強く反対するかにかかわらず」(28節)

### 「安全保障上の懸念に関する協議プロセス」報告書(オーストリア)<sup>4</sup>

- 核兵器の非人道的被害は、戦争に関与していない国家や住民も及ぶ。核保有国による核抑止政策は、核抑止に頼らない国の安全保障をも脅かしている。
- 核兵器の製造と実験は、特に脆弱な地域社会に、環境破壊と深刻な健康被害をもたらしてきた。核廃絶は、安全保障の問題だけでなく「不正義に対処する問題」でもある。
- 核抑止そのものが、核リスクの根源である。
- 核リスクがさらに高まっている(地政学的な緊張の高まり、核使用の威嚇の増加や激化、核態勢や核ドクトリンにおける核兵器の重要性の高まり、核兵器の質的近代化と量的増加、核兵器に関する透明性の欠如・低下、新たな軍事技術の台頭(AIやサイバー攻撃に関するリスク)など)
- 核兵器が常に抑止できるという可能性はあるか、を問わねばならない。
- 安全保障上の利益という観点から、核廃絶は合理的かつ現実的な対応である。
- 核抑止からのパラダイムシフト(脱却)が緊急に必要である。

### 核廃棄の検証に関して



### 決定1

#### 会期間の作業のための構造

##### 作業グループ

1. 条約の普遍化(オーストリア、ニュージーランド、ウルグアイ)

<sup>3</sup> 山田寿則明治大学講師による解説: <https://nuclearabolitionjp.com/archives/8835>

<sup>4</sup> 日本語仮訳: <https://recnatpnw2025.wordpress.com/62-2/>

2. 被害者援助と環境修復(カザフスタン、キリバス)
3. 核廃棄の検証(マレーシア、フィリピン)
  - ジェンダー(担当国=マルタ)
  - (NPTなど)他条約との補完性(調整国=アイルランド、タイ)

#### 決定2

第1回再検討会議を2026年11月30日～12月4日の週にニューヨーク国連本部で行い、その議長は南アフリカとする。その準備は会期間に行う。

#### 決定3

被害者援助と環境修復のための国際信託基金に関するさらなる集中した議論を作業グループにおいて行う。同グループの議長が再検討会議の4ヶ月前までに基金の指針、規定、要項案を提出する。実現可能であれば同会議にて基金を設立することをめざす。ウィーン行動計画に含まれる他の被害者援助・環境修復策にも取り組む。

#### 決定4

科学的諮問グループ(SAG、現在の任期は第1回再検討会議まで)の任務と要項の更新に向けた協議を行い、第1回再検討会議に勧告を出す。メキシコがコーディネーター。

#### 核兵器禁止条約とNPTの補完性に関する

- ・両条約は目標を共有
- ・TPNWは前文でNPTを核軍縮・不拡散の「礎石」と規定
- ・すべてのTPNW締約国はNPT締約国であり、NPTプロセスに積極関与
- ・NPT第6条の定める核軍縮の「効果的な措置」
- ・核兵器に関するあらゆる活動の禁止を通じて、不拡散を強化
- ・NPTと同様にIAEA保障措置を規定

#### 核戦争の影響に関する国連科学パネル

- 2014年の国連総会決議に基づき、2025.9 活動開始
- 核戦争が起きた場合の「物理的影响と社会にもたらす帰結」を現地、地域そして地球規模で調査
- 国連としては1988年以来の研究
- 核と放射線、大気と気候、環境、農業と生物学・生命科学、公衆保健と医療、行動科学・社会科学・応用経済学など幅広い分野から21名の委員
- 議長はアナ・マリア・セッテ教授(メキシコ、物理学)。日本からは朝長万左男長崎原爆病院名誉院長が副議長。米、英、中といった核保有国の機関に属する科学者も参加
- 2027年国連総会に最終報告

#### 日本にできること<sup>5</sup>

##### 1. 核兵器の非人道性に関する

【TPNW内】科学的諮問グループ(SAG)との協力。SAGへのインプット

再検討会議の「非人道性」セッションに被爆者・専門家を派遣

【TPNW外】「核戦争影響国連パネル」会合の開催(東アジア地域会合など)やインプット

##### 2. 被害者援助・環境修復に関する

【TPNW内】被害者援助・環境修復の作業グループとの協力。会合ホスト、インプット、技術協力の提案など。

【TPNW外】2026.4NPT再検討会議時に行われる予定の国際会議に参加

##### 3. 核廃棄検証に関する

【TPNW内】核廃棄検証の作業グループとの協力。専門家の派遣など。

TPNW外の関連の取り組み(IPNDVなど)とつなぐ努力。とりわけ北東アジアの文脈で

##### 4. TPNWとNPTの橋渡し

NPT再検討会議において「安全保障上の懸念」に関する対話の場を作る(サイドイベント等)

##### 5. 国家安全保障戦略<sup>6</sup>

国家安全保障戦略改定にあたって「核兵器の非人道性」の明記と「核兵器のない世界」の目標の明確化(核抑止は安全保障の最終形態ではないこと<sup>7</sup>)。非核三原則の堅持。

<sup>5</sup> 核兵器をなくす日本キャンペーンによる「核兵器禁止条約マニフェスト」も参照:<https://nuclearabolitionjpn.com/archives/9411>

<sup>6</sup> 核兵器をなくす日本キャンペーンによる提言を1月26日に発表予定:<https://nuclearabolitionjpn.com/archives/11266>

<sup>7</sup> 「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議最終報告:[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\\_000001\\_01975.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_01975.html)